

「職員の確保、定着」でお悩みの園長先生へ

1年単位の変形労働時間制導入のご案内です！



■ 1年単位の変形労働時間制のお手伝いを2023年1月31日まで “10園限定”で募集いたします。

最近、園長先生から「コロナ対応策」「職員の確保、定着」に関するご相談を多くいただくようになりました。

「新型コロナウイルスに対応する働き方をどうしたらよいか困っている」「求人への応募が少なく、職員が確保できない」

「職員から労働時間等に関する苦情、相談、質問があった」といった理由で園長先生より声をかけて頂きました。

そこで、「労働時間」「残業」「年休」等のルールを整備し、園の“悩み”を解決させたい園長先生にお知らせです！

10園限定ですが、1年単位の変形労働時間制のお手伝いを20%引き 132,000円で募集いたします。

■ 幼稚園で問題となる労働時間管理の9割は “1年単位の変形労働時間制”で解決できます！

今までの園のルールは「1日8時間、1週間40時間」だけれども、日常的に残業をしている。この残業時間を

「春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇で調整」している園が見られます。「幼稚園という特殊な業界だから…」

「慣習だから…」「職員とは、暗黙の了解だから…」と置いておくと、**労務管理、法令順守に問題がある幼稚園として学生から敬遠され、職員の確保、定着が難しくなり、慢性的な職員不足に悩まされる事になります。**

これらの問題を解決してくれるのが “**1年単位の変形労働時間制**”です。「法改正」にも注意が必要です。

○2022年 2月から**「幼稚園教諭等の処遇改善加算」** ⇒給与規定の見直しが必要になります！

○2022年10月から**「育児、介護休業法が変わります」** ⇒育児介護休業規程の見直しが必要になります！

■ 「1年単位の変形労働時間制導入のお手伝い」の3つの基本内容と費用

1. 1年単位の変形労働時間制の相談指導、行事予定に連動した2023年度年間労働時間カレンダーの作成
2. 相談時間は、1回1時間から1時間30分程度で、1～2回の訪問
3. 36協定(時間外労働、休日労働)と1年単位の変形労働の労使協定を作成 ⇒ 労働基準監督署に提出

【通常費用】 165,000円 → 20%引き 132,000円 (1月31日まで10園限定)

■ くどう社労士事務所 「1年単位の変形労働時間制導入のお手伝い」の4つの特徴

1. 法令や改正内容等の専門用語はわかりやすく、丁寧に説明するように心がけています。
2. コンサルティング終了後、引き続きご依頼、ご相談等が無ければ、継続してご契約することはありません。
3. くどう社会保険労務士事務所は「幼稚園」を専門にしています。他園での経験や知恵を120%完全公開できます。
4. 出版書籍『保育園・幼稚園の人事労務管理と就業規則』(日本法令)の内容も特別に公開できます。

■ お申し込み方法 ※申し訳ありませんが限定10園の募集枠に達した後、ご依頼いただく場合は通常の費用で対応させていただきます。

1. このFAX用紙を使って 今すぐFAX 送信
2. より お問い合わせ

園名

代表者様

 申し込みたい 詳細を聞きたい 今後、このような案内は不要

F A X

03-5647-9289